

役員及び評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ビバランドの役員及び評議員等の報酬並びに費用弁償に関し必要なことを定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (3) 評議員等とは、評議員及び法人が委嘱した顧問、各種委員会等の委員をいう。
- (4) 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費又は実費弁償費であって、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員及び評議員等に対して、職務執行の対価として報酬を支払うものとする。

(報酬の額の決定)

第4条 この法人の非常勤役員の報酬総額は、年間120万円以内とする。

(理事長の報酬)

第5条 理事長の報酬は、月額50,000円とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第6条 理事長以外の理事及び監事、顧問が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。なお、同日に評議員会に出席又は法人の業務を行った場合であっても、別表2、3の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

- 2 理事長以外の理事及び監事が理事会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、理事会に出席した時と同様に、別表1により報酬を支払うものとする。
- 3 評議員が評議員会に出席したときは別表2により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。なお、同日に合わせて法人の業務を行った場合であっても、別表3の報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。
- 4 評議員が評議員会の決議事項について、書面又は電磁的記録により意思表示したときは、評議員会に出席した時と同様に、別表2により報酬を支払うものとする。

(役員及び評議員等の勤務報酬等)

第7条 理事長以外の理事及び顧問が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務等にあたった場合、又は評議員が評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設運営のための業務等にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務等にあたった場合は、別表3により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(各種委員の委員会の出席報酬等)

第8条 各種委員が委員会等に出席したときは、別表4により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(費用弁償の支給)

- 第9条 役員及び評議員等がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、又前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。
- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。なお、法人が送迎等を行った場合は実費弁償費は支払わないものとする。
 - 3 役員及び評議員等が法人業務のため出張する場合には、別に定める「役員及び評議員等の旅費に関する規程」により旅費を支給するものとする。

(報酬及び費用の支給方法)

- 第10条 理事長の報酬等の支給時期は、毎月25日とする。ただし、その日が休日等に当たるときは、その前日とする。
- 2 理事長以外の役員及び評議員等に対する報酬及び費用は、理事会又は評議員会、各種委員会への出席や法人・施設運営のための業務等に当たった都度又は、一月分をまとめて支払うものとする。
 - 3 報酬及び費用は現金により本人に支払う。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むものとする。
 - 4 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支払うものとする。

(適用除外)

- 第11条 施設の職員を兼務する理事及び各種委員等はこの規程を適用しない。

(公表)

- 第12条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

- 第13条 この規程の改廃は、評議員会の承認を経なければならない。

- 附則
1. この規程は、平成29年6月21日から施行する。
 2. この規程は、令和2年7月1日より施行する。(令和2年6月25日一部改正)